

平成18年6月1日

各 位

株式会社日本トリム

代表取締役社長 森澤紳勝

(東 証 第 一 部 : 6 7 8 8)

お問い合わせ先

常務取締役管理事業部長 香山昭人

TEL : 0 6 - 6 4 5 6 - 4 6 0 0

(訂正)「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

平成18年5月22日に発表いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」に一部訂正がございましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、訂正を必要とする条文のみを抜粋し、網掛け(■)で表記しております。

記

1. 変更の理由

- (1) 「電子広告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律(平成16年法律第87号)が平成17年2月1日に施行されたことに伴い、当社の公告の方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せやむを得ない事由により電子公告することができないときの措置をさだめるものであります。
- (2) 「会社法」(平成17年法律第86号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)、「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)及び「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - 当会社に設置する機関を定めるため、変更案第4条に機関の規定を新設するとともに、会計監査人が会社の機関となったことに伴い、第6章(会計監査人)を新設し、会計監査人に関する規定を新設するものであります。
 - 会社法第189条第2項の規定に伴い、単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、変更案第10条に単元未満株式についての権利の規定を新設するものであります。
 - インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を変更案第18条に新設するものであります。
 - 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定を変更案第25条第2項を新設するものであります。
 - 会社法第427条第1項の規定に従い、社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、社外監査役との間にそれぞれ責任限定契約を締結することを可能にするための規定として、第35条第2項を新設するものであります。
 - その他関連する規定について、条文の新設または削除、用語及び引用条文の変更を行うとともに、併せて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。

2. 訂正の内容

訂正の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	前 回 変 更 案	修 正 後 の 変 更 案
<p>(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行) 第7条 当社の1単元の株式の数は50株とする。</p> <p>(株式取扱規程) 第9条 当社の発行する株式の種類並びに株式の名義書換、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱い及び手数料については、法令または本定款に定めるもののほか取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(招集者及び議長) 第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほかは、取締役社長が招集し、その議長に任ずる。ただし、取締役社長に差し支えあるとき、または欠員のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任にあたる。</p> <p>(選 任) 第16条 (新 設)</p> <p>取締役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>取締役の選任決議については、累積投票によらない。</u></p>	<p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は50株とする。</p> <p>(株式取扱規程) 第12条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(招集権者及び議長) 第15条 (現行どおり)</p> <p>(選 任) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 取締役の選任決議については、累積投票によらない。</p>	<p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第9条 当社の<u>単元株式数は、50株とする。</u></p> <p>(株式取扱規程) 第12条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(招集権者及び議長) 第15条 (現行どおり)</p> <p>(選 任) 第20条 <u>取締役は、株主総会において選任する。</u> — 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 — (現行どおり)</p>

現 行 定 款	前 回 変 更 案	修 正 後 の 変 更 案
<p>(取締役会)</p> <p>第20条 (条文省略)</p> <p>取締役会の招集は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(決議方法)</p> <p>第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席しその取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(記載なし)</p> <p>(決議方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(決議方法)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>

現行定款	前回変更案	修正後の変更案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第22条 当社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第23条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任)</p> <p>第24条 (新設)</p> <p>監査役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第25条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第26条 <u>監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(選任)</p> <p>第29条 監査役は株主総会で選任する。</p> <p>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、<u>取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(選任)</p> <p>第30条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>— 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の終結の時</u>までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第32条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>

現 行 定 款	前 回 変 更 案	修 正 後 の 変 更 案
<p>(監査役会の招集通知) 第 27 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法) 第 28 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p> <p>(監査役会の議事録) 第 29 条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれを記名押印する。</u></p> <p>(監査役の責任免除) 第 30 条 <u>当社は、商法第 280 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>(監査役会規程) 第 31 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。 (新設) (新設)</p>	<p>(監査役会の招集通知) 第 32 条 (現行どおり)</p> <p>(決議方法) 第 33 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(記載なし)</p> <p>(監査役の責任免除) 第 34 条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令お定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>(監査役会規程) 第 35 条 (現行どおり)</p> <p>第 6 章 会計監査人 (選 任) 第 36 条 会計監査人は、株主総会において選任する。</p>	<p>(監査役会の招集通知) 第 33 条 (現行どおり)</p> <p>(決議方法) 第 34 条 監査役会の決議は、法令に別段の定め<u>がある</u>場合を除き、監査役の過半数<u>をもって</u>行う。</p> <p>(削 除)</p> <p>(監査役の責任免除) 第 35 条 当社は、<u>監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>(監査役会規程) 第 36 条 (現行どおり)</p> <p>第 6 章 会計監査人 (選 任) 第 37 条 <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p>

現 行 定 款	前 回 変 更 案	修 正 後 の 変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第6章 計 算 (営業年度)</p> <p>第32条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>毎営業年度末日に決算を行う。</u></p> <p>(利益配当)</p> <p>第33条 <u>利益配当金は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第34条 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第35条 <u>利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払義務を免れる。</u></p>	<p>(任期)</p> <p>第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</p> <p>第7章 計 算 (事業年度)</p> <p>第38条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第40条 当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(配当の除斥期間)</p> <p>第41条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払義務を免れる。</p>	<p>(任期)</p> <p>第38条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>前項の定時株主総会において、別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p> <p>第7章 計 算 (事業年度)</p> <p>第39条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第40条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第41条 当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(配当の除斥期間)</p> <p>第42条 <u>配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払義務を免れる。</u></p>